

第 2 5 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 2 4 日開会

中標津町農業委員会

令和7年7月24日、第25回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	小 沼	大
2 番	西 塚	知 也
5 番	山 下	幸 枝
7 番	遠 藤	昭 男
8 番	船 越	信 雄
9 番	二 瓶	裕 貴
10 番	横 田	千 秋
12 番	田 中	洋 希
14 番	瀧 本	和 男
15 番	後藤田	宏 幸
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

3 番	纓 坂	直 俊
4 番	福 嶋	寿 顕
6 番	助 口	明
11 番	長谷川	孝 二
13 番	竹 村	聡

附議した案件

- (イ) 議案第123号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第124号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第125号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第126号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第29号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山	隆
農 地 係 長	吉 田	佳 弘
係	齋 藤	光 代

(開 会 10時30分)

議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は13名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第25回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、遠藤 昭男 委員。
8番、船越 信雄 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 6月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに、6月25日、北海道農業会議 第3回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。翌日6月26日には、北海道農業会議 第99回総会が開催され、会長が出席されております。
また、翌日6月27日には、第46回北海道農業者年金協議会総会が開催され、会長が出席されております。
以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第123号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第123号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1. 申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、3ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農用地であり、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年4月18日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第123号「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、5ページのとおりです。本案件につきましては、開発行為許可申請(砂利採取)を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内で農用地区域外の白地となっております。公簿が山林であり、現況も山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものがあります。令和7年7月9日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第123号「現況証明願いについて」(3)(4)について説明いたします。6ページをお開きください。

(3) 1. 申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、7ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地であり、公簿が牧場ですが、現況が山林原野であることから現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年7月16日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、9ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地であり、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年7月16日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第123号「現況証明願いについて」(5)について説明いたします。10ページをお開きください。
(5) 1. 申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、11ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記ため申請があったものです。当該地は、農業振興地域外の都市計画区域となっており、公簿は畑ですが、現況が〇〇〇であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年6月24日、第6地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程4、議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。13ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は14ページのとおりです。
この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を近隣農家に譲渡するものであります。別添の調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について説明致します。15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。6、見取図は16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地を後継者に贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第125号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第125号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。18ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から4は議案記載のとおりです。5、見取図は19ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、農業用施設、ラグーンを建設するため申請があったものです。現在の施設では不足する状況となり、一部農地を転用して増設するものです。申請面積については、4,132㎡で、令和7年7月16日に第3地区推進班において確認をしたところ、申請地は既存の農業用施設に隣接しており、利便性を考慮する

と代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。日程6、報告第29号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 報告第29号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了について」(1)についてご説明いたします。28ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査年月日につきましては、令和7年7月9日に第2地区推進班において現地確認を行い、計画どおり整地された状態で完了されていることを確認しております。以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。

議 長 日程7、議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。21ページをお開きください。
令和7年度分といたしまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇以上17件の提出がありました。
令和7年6月24日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有

適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第25回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10時57分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月24日

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____